

議案第 30 号

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年日出町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）によ

る精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）

であって規則で定めるもの

(2) 療育手帳に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項特定個人情報の欄第1号中「生活保護関係情報」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に改め、同項を同表の3の項とし、同表中5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、同表の7の項特定個人情報の欄第1号中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」を「障害者関係情報」に改め、同項を同表の6の項とし、同表中8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、同表の10の項特定個人情報の欄中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に第1号として次の1号を加える。

(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中10の項を9の項とし、11の項から16の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別

表第２の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。